

土木工事特記仕様書（令和6年7月1日以降適用）

（適用の範囲）

第1条 市道花坂宮前線交通安全施設設置工事は、本特記仕様書及び「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」「徳島県土木工事施工管理基準」「徳島県工事検査基準」を準用する。内容が重複する場合には、本特記仕様書を優先するものとする。また、土木工事主要提出書類チェックリスト（時系列）【受注者用】及び様式について、徳島県版を使用するものとする。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事主要提出書類チェックリスト（時系列）【受注者用】に対する変更事項）

第2条 土木工事主要提出書類チェックリスト（時系列）【受注者用】に対する変更事項は、次のとおりとする。

（チェックリストの読み替え）

提出書類 87 の「工事成績評定に関する意向確認書」は使用しないものとする。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

第3条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（建設副産物）【追加】

1-1-1-24 建設副産物

14. 建設副産物実態調査

受注者は、令和6年度中に完成し、かつ請負代金額 100 万円以上の工事については、第4項及び第5項の規定に関わらずCOBRISにより、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

（本工事の特記仕様事項）

第4条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

1. 総括打合せ

受注者は、工事実施に先立ち、工事に関する総括打合せを発注者で行うものとする。

2. 工事工程

受注者は、毎月末の進捗状況をその翌月 10 日までに監督員に報告するものとする。

3. 交通誘導警備員

本工事においては交通誘導警備員を計上していないが、施工前に安全対策の協議を監督員と行い、必要に応じて変更するものとする。

4. 通行規制等

本工事の通行規制に関しては、工事施工前に監督員と受注者において協議を行い、規制形態の最終判断については原則所轄警察署の「道路使用許可」によるものとする。

工事施工については通行規制の手続き完了後から施工を行うものとする。

現場の通行規制形態が全面通行止又は車両通行止として道路使用許可を得た場合、規制開始の1週間以上前より、通行者及び通行車両に対する事前周知として、施工箇所周辺に案内看板を設置する等の措置を行うこと。また、規制開始時及び規制解除時には関係機関に連絡すること。

現場の規制形態が全面通行止又は車両通行止の場合、施工に伴う間接工事費の負担増となる事項が想定されないため、地域補正（一般交通影響有①及び②）は適用しないものとする。

道路使用許可申請にあたり、監督員・受注者双方で協議した規制内容に変更が生じた

場合は、申請前に監督員へ報告し、地域補正（一般交通影響）の適用について協議すること。

5. 建設副産物の適正処理

建設副産物の搬出にあたっては、その適正な処理を確認するために、追跡調査を実施する場合がある。

6. 建設発生土の搬出について

本工事の建設発生土については、次に掲げる箇所に搬出を予定しており、4t ダンプトラック以下の車両により行うものとする。

搬 出 先：袴傍示土砂堆積場（阿南市所有地）

運搬箇所：阿南市橘町袴傍示 81-3

他事業との調整により工事間流用が可能となる場合、搬出先を変更する場合がある。その他、適切な処理が可能で他の受入場所がある場合は、監督員と協議のうえ、変更することができる。

なお、建設発生土については、積算基準に基づき単位体積重量 1.8t/m³ とし、「処分費等」として取り扱うため、間接工事費等の算出に留意すること。

7. 安全対策

受注者は現場条件、構造物の構造及び施工方法等を考慮し、足場工等の安全対策を実施するものとする。

8. 支障構造物

本工事の施工に際して、近接する構造物や埋設物（横断水路等）に影響しないよう慎重に行うこと。

9. 震災対策

地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。地震予知情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

10. その他

その他、必要と認められるものについては、その都度監督員と協議するものとする。